

開議 午前10時00分

---

○中野委員長 定刻となりましたので、これより、議会運営委員会、開会させていただきます。

本日は全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求める事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時02分

○中野委員長 それでは、議会運営委員会、再開させていただきます。

無所属安田議員、杉山議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の1番目、令和7年第2回定例会の運営についてでございます。(1)議会人事についてであります。6月20日の議会運営委員会で、同日付で議長から辞職願が提出され、6月23日の本会議で辞職を許可することを確認し、後任の議長人事については、代表者会議で協議することとしていたところでございます。

ここで、代表者会議の協議結果を報告させていただきます。代表者会議の結果、議長選挙につきましては、投票により行うこととなったところでございます。議長選挙は投票とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

投票の際の規定を確認させていただきたいと思います。配付資料、選挙(投票)の確認事項を御覧いただきたいと思います。

それでは、私のほうから内容を確認させていただきたいと思います。選挙の確認事項についてでございます。1、投票は単記無記名とさせていただきます。投票すべき者1人の氏名を自書すること。選挙人の氏名を記載してはならない。2、次のものは無効とさせていただきます。所定の用紙を用いないもの。その職に就き得ない者の氏名を記載したもの。1票中に2人以上の氏名を記載したもの。投票すべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所または敬称の類を記入したものは差し支えない。投票すべき者の氏名を自書しなかったもの。例えば、ゴム印等を押印したものは無効とさせていただきます。誰の氏名を記載したのか、確認し難いもの。氏名を特定できないものは無効となります。そして、同一の氏または名のみの投票は無効となります。3、当選人及び法定得票数についてであります。有効投票の最多数を得た者をもって当選人とさせていただきます。ただし、次の得票数を要するということで、選挙すべき人数で有効投票を除して得た数の4分の1以上というふうになります。なお、得票数が同数のときは、くじで決定することとなりますので、別紙においてその旨確認をさせていただきたいと思います。得票数が同数の場合のくじによる決定方法についてであります。①くじ引は2回行います。②まず、くじを引く順序を

決めるくじを行う。③次に、その順序に基づいて当選人を決定するくじを引くこととなります。④ 1回目のくじを引く順序は、議席番号順とさせていただきます。⑤くじを引く順序を決めるくじは、抽せん棒に1または2と明示し、若い数字を引いた議員から、当選人を決定するくじを引くものとさせていただきます。⑥当選人を決定するくじの方法は、当選と明示してある抽せん棒を引いた議員を当選人と決定するということで、御確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、議長の選挙後、前議長、新議長の順で登壇し、挨拶を受けることとさせていただきます。

その他の議会人事につきましては、代表者会議で協議することを報告させていただきたいと思います。

それでは、協議事項の（2）本会議（6月23日）、本日の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 本日、6月23日の本会議の運びについて御説明いたします。

開会し、会議録署名議員の指名、報告の後、議事に入ります。ここで、議長席を副議長と交代いたします。まず、旭川市議會議長の辞職についてを議題とし、議長辞職願の朗読の後、辞職を許可することを決定することになります。次に、旭川市議會議長の選挙を行います。選挙は、単記無記名による投票により行います。議場を開鎖した後、事務局職員が投票用紙を配付いたしますが、単記無記名でありますので、投票用紙には被選挙人の氏名を記入いただき、議席番号順に順次投票していただくことになります。投票に当たりましては、議長席に向かって右側からお進みいただき、投票が終わりましたら左側から自席にお戻りいただくことになります。その後、議場の閉鎖を解き、会議録署名議員の立会いの下、開票を行い、副議長から開票結果の報告があり、当選人に告知を行うことになります。なお、当選人は、有効投票の最多数を得た者をもって当選人といたします。また、得票が同数になった場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選者はくじで決定することになります。この場合、くじは被選挙人が引くことになりますが、まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引くことになります。なお、くじを引く順序を決めるくじを引く順序につきましては、議席番号順となります。ここで、前議長、新議長の順に登壇により挨拶を受けることとし、議長席を新議長と交代することになります。次に、会期の延長についてを議題とし、本定例会の会期を6月26日まで3日間延長することとなります。次に、6月24日と25日の2日間を休会とし、6月26日午前10時に本会議を招集して散会となります。

本会議の所要時間につきましては、挨拶を除きおよそ20分程度と思われます。

以上でございます。

○中野委員長 事務局のほうから説明をさせていただきました。ただいまの事務局の説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時30分とさせていただきたいと思います。

次回の議会運営委員会の招集については、追って連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、議会運営委員会、散会させていただきます。

---

散会 午前10時09分